

## 自動車防災情報

## 無免許運転と免許条件違反の違いは？

- ・平成29年3月に「準中型免許」と「準中型自動車」が新設されました。
- ・運転免許の種類により、運転できる車両の区分が変わりましたので注意しましょう。

## 運転免許種類と運転できる車両の区分

運転免許種類	運転できる車両の区分 [* (1) (2) (3) を全て充足することが必要]			資格
	(1) 車両総重量	(2) 最大積載量	(3) 乗車定員	
普通免許 〔注①〕	(普通自動車) 3.5 t 未満	(普通自動車) 2 t 未満	(普通自動車) 10 人以下	18 歳以上
準中型免許	(準中型自動車) 3.5 t 以上 7.5 t 未満	(準中型自動車) 2 t 以上 4.5 t 未満	(準中型自動車) 10 人以下	18 歳以上
5 t 限定準中型免許 〔注②〕	5 t 未満	3 t 未満	10 人以下	—
中型免許	(中型自動車) 7.5 t 以上 11 t 未満	(中型自動車) 4.5 t 以上 6.5 t 未満	(中型自動車) 11 人以上 29 人以下	20 歳以上 運転経験 2 年以上
8 t 限定中型免許 〔注③〕	8 t 未満	5 t 未満	10 人以下	—
大型免許	(大型自動車) 11 t 以上	(大型自動車) 6.5 t 以上	(大型自動車) 30 人以上	21 歳以上 運転経験 3 年以上

〔注①〕普通免許-----平成29年3月12日以降に普通免許を取得した人

〔注②〕5 t 限定準中型免許---平成19年6月2日以降平成29年3月11日以前に普通免許を取得した人は  
平成29年3月12日に自動的に5 t 限定準中型免許となる

〔注③〕8 t 限定中型免許-----平成19年6月1日以前に普通免許を取得した人は  
平成19年6月2日に自動的に8 t 限定中型免許となる

## 無免許運転と免許条件違反について

- ・免許の条件等が「眼鏡等」なのに裸眼で運転した場合は**免許条件違反**となる。
- ・免許の条件等が「AT車に限る」なのにマニュアル車を運転した場合は**免許条件違反**となる。
- ・普通免許で準中型自動車、中型自動車、大型自動車を運転すると**無免許運転**となる。
- ・準中型免許で中型自動車、大型自動車を運転すると**無免許運転**となる。
- ・中型免許で大型自動車を運転すると**無免許運転**となる。
- ・5 t 限定準中型免許で中型自動車、大型自動車を運転すると無免許運転となるが、車両総重量5 t 以上の準中型自動車を運転すると無免許運転ではなく**免許条件違反**となる。
- ・8 t 限定中型免許で大型自動車を運転すると無免許運転となるが、車両総重量8 t 以上や乗車定員11人以上の中型自動車を運転すると無免許運転ではなく**免許条件違反**となる。